

広域振興局長

提出者 住田フーズ株式会社

住所 〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字火石19-6

氏名 代表取締役 加納 雄三

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	住田フーズ株式会社 食鶏処理工場	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県気仙郡住田町世田米字火石5-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	4,102 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	40 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
食鶏処理工場	〒029-2311住田町世田米字火石5-1	1,024 kl
化製工場	〒029-2311住田町世田米字火石1-3	743 kl
金成農場	〒029-2202陸前高田市横田町字梅の木6-1	254 kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
大股農場	〒029-2311住田町世田米字下大股73-2	379 kℓ
日向農場	〒029-2311住田町世田米字西風68-4	250 kℓ
上大畑農場	〒029-2501住田町上有住字上大畑30-6	158 kℓ
中上農場	〒029-2502住田町下有住字中上128	44 kℓ
高瀬農場	〒029-2502住田町下有住字高瀬164-5	46 kℓ
種山農場	〒029-2311住田町世田米字子飼沢30-71	359 kℓ
山谷農場	〒029-2311住田町世田米字野形144-1	131 kℓ
和田野農場	〒029-2501住田町上有住字和田野74-1	263 kℓ
月山農場	〒029-2502住田町下有住字高瀬223-1	23 kℓ
荷沢農場	〒029-2311住田町世田米字小股303-1	420 kℓ
中井田倉庫	〒029-2501住田町上有住字中井17	2 kℓ
本社	〒029-2311住田町世田米字火石19-6	6 kℓ
		kℓ
		kℓ
		kℓ

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2023) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量						
	数量 A	単位 B	熱量(GJ) C	数量 D	単位 E	熱量(GJ) F				
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
揮発油(ガソリン)		kL			kL					
ナフサ		kL			kL					
ジェット燃料		kL			kL					
灯油		kL			kL					
軽油		kL			kL					
A重油	712.00	kL	27,697		kL	27,697	1,960	1,940	20	
B-C重油		kL			kL					
石油アスファルト		t			t					
石油コークス		t			t					
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	1,278.00	t	64,028	t	64,028	3,827	3,984	-158	
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³					
	液化天然ガス(LNG)		t		t					
可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³					
石炭	輸入原料炭		t		t					
	原料炭		t		t					
	コークス用原料炭		t		t					
	吹込用原料炭		t		t					
	一般炭		t		t					
	国産一般炭		t		t					
輸入無煙炭		t		t						
石炭コークス		t		t						
コールタール		t		t						
コークス炉ガス		千m ³		千m ³						
高炉ガス		千m ³		千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³						
転炉ガス		千m ³		千m ³						
都市ガス		千m ³		千m ³						
その他の燃料	()									
	()									
黒液		t		t						
木材		t		t						
木質廃材		t		t						
バイオエタノール		kL		kL						
バイオディーゼル		kL		kL						
バイオガス		千m ³		千m ³						
その他バイオマス		t		t						
RDF		t		GJ/t						
RPF		t		GJ/t						
廃タイヤ		t		GJ/t						
廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t						
廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t						
廃油		kL		GJ/kL						
廃棄物ガス		千m ³		千m ³						
混合廃材		t		t						
水素		t		t						
アンモニア		t		t						
その他燃料()										
小計①						91,725	5,787	5,925	-138	
産業用蒸気		GJ		GJ						
産業用以外の蒸気		GJ		GJ						
温水		GJ		GJ						
冷水		GJ		GJ						
地熱		GJ		GJ						
温泉熱		GJ		GJ						
太陽熱		GJ		GJ						
雪氷熱		GJ		GJ						
小計②										
電気事業者①	6,661.00	千kWh	57,551	千kWh		57,551	3,177	2,971	206	
電気事業者② ※重複契約している場合使用		千kWh		千kWh						
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh						
自家発電	太陽光	千kWh		千kWh						
	水力	千kWh		千kWh						
	風力	千kWh		千kWh						
	その他	千kWh		千kWh						
小計③						57,551	3,177	2,971	206	
合計④=①+②+③						149,276	8,964	8,896	68	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	3,851	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	8,964 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂	
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂	
六フッ化フルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂	
合計	8,964 t-CO ₂	

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

2027年度までに3%削減

【具体的な取組】

○省エネルギー

①A重油

高効率ヒートポンプ導入により、CO2全体排出の1%を削減する。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

東北電力の再エネ由来電力購入(2023年8月より)し使用電力全体の10%を目指す

○自動車利用抑制

社用車更新時には省エネ車両を優先して選択する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

各部署において、朝礼、打合せ時に省エネ、節電について周知させる。また、掲示物によって従業員に啓蒙する。

(3) 計画の達成度の把握方法

毎年6月に提出する「省エネ定期報告書、中長期計画書」作成時に集計し、使用量を把握する。それを次年度計画に反映させて改善する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

工場から出る廃プラスチック類、紙ごみの排出量削減を目指す。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	32 (1)	31,738 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	72,684 kg-CO ₂
軽油	8 ()	18,422 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	48,256 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	40 (1)			120,940 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

○エコドライブ

アイドリングストップを実践するとともに、急発進、急加速をやめる等のエコドライブを推進する。
本社、工場間の移動は徒歩を推奨する。

○輸送の合理化

○電動車

車両を買い換える際にはハイブリッド車、または電気自動車を順次導入する。

○自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項